

令和4年度愛媛県職業訓練実施計画（総合計画）

令和4年4月1日

愛媛県
独立行政法人高齢・障害・求職者
雇用支援機構 愛媛支部
愛媛労働局

1 総説

(1) 計画のねらい

「令和4年度愛媛県職業訓練実施計画」は、令和4年度の愛媛県内における公的職業訓練^{注1}の実施に当たり、愛媛県、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構愛媛支部及び愛媛労働局が一体となり、国が策定する職業訓練実施計画や地域における訓練ニーズを踏まえた職業訓練受講の機会を十分に確保し、もって求職者等の安定的な雇用及び地域が求める人材の育成を実現するために必要な事項を定めるものである。

(2) 計画期間

計画期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

(3) 計画の改定

公的職業訓練の実施状況等を踏まえ、必要な場合は改定を行うものとする。

2 労働市場の動向と課題等

(1) 労働市場の動向と課題

愛媛県内の雇用失業情勢は、有効求人倍率（季節調整値）が3か月で連続上昇し、令和3年12月時点で1.35倍となるなど、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも緩やかに持ち直している一方で、進展する少子高齢化・人口減少を背景とする人材確保の問題が再び顕在化しつつある。

県内経済の持続的な成長のためには、働き方改革の推進、長時間労働の抑制、安全で健康に働くことができる職場づくり、非正規雇用労働者の処遇改善、賃金引き上げのための支援等による労働環境の整備や、雇用吸収力・付加価値の高い産業への転換、これら産業への再就職支援等の労働移動支援に加え、「人への投資」による人材育成の強化、生産性の向上が喫緊の課題となっている。

雇用対策の面からは、職業訓練により離職者の着実な就職促進につなげることが重要であるが、訓練行政を取り巻く状況を踏まえれば、主に次の観点からの施策の展開が重要となっている。

¹ 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づき実施する公共職業訓練及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）に基づき実施する求職者支援訓練の総称。以下同じ。

- ・ これまで職業能力開発の機会に恵まれなかった方等への支援
 これまで職業能力開発の機会に恵まれなかった非正規雇用労働者のほか、出産等でキャリアの中断を余儀なくされた女性、様々な課題に直面しているケースがあるいわゆる就職氷河期世代の方、介護等で離職を余儀なくされた方、自立・就労を目指す生活困窮状態の方、障がいをお持ちの方等、様々な状況に置かれた支援対象者に対しそれぞれに合った形での職業能力開発や就労支援を一層推進する必要があること。
- ・ 製造業を担う中核人材の育成
 我が県の産業構造においては、製造業が付加価値額と従業員数の両面で高い割合を占め、依然として基幹産業としての地位を保持しているが、中小企業が人材を確保することは年々困難となっており、製造業を担う中核人材の育成が急務となっていること。
- ・ デジタルトランスフォーメーションへの対応
 新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、より一層加速した社会全体のデジタルトランスフォーメーション（DX）へ対応できる人材の育成が求められていること。
- ・ リカレント教育の拡充
 人生100年時代を迎え、何歳になっても学び直し、職場復帰や転職に資する高齢者へのリカレント教育の拡充が求められていること。

(2) 令和3年度における公的職業訓練をめぐる状況

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、雇用のミスマッチが拡大する中で、職業訓練の受講環境が整備されたこと等により、職業訓練の受講希望者は増加傾向にある。

令和3年度の職業訓練の受講者数及び就職率は次表のとおりである。

公的職業訓練の対象者	受講者数 ※1			県立校 ※2		機構立校等※2
	計	うち 県立校	うち 機構立校	就職率	うち県内就職率	就職率
離職者対象	1,007	674	333	79.2	96.5	85.7
施設内	393	60	333	79.1	100.0	85.7
委託	614	614	—	79.3	96.3	—
求職者支援訓練(委託)	237	—	—	—	—	60.7※3
在職者対象	902	391	510	—	—	—
学卒者対象	68	68	—	95.0	82.5	—
障がい者対象	87	87	—	53.7	100.0	—
施設内	—	—	—	—	—	—
委託	87	87	—	53.7	100.0	—

※1 受講者数は令和3年4月から令和4年1月末までの数値

※2 就職率は令和2年度数値

※3 令和2年4月1日～令和3年3月31日に終了したコースの求職者支援訓練修了者等の就職率（訓練修了3か月後）である。

3 公的職業訓練の対象者数等

(1) 実施方針

少子高齢化・人口減少が進展する中であっても、在職者や離職者等の職業能力を高めるとともに、地域の企業が求める中核人材を育成するため、次の方針の下、公的職業訓練を実施することとする。

① 学卒者・在職者を対象とする職業訓練

地域の基盤産業でありながら、民間教育訓練機関では設備機器の整備等が困難であるものづくり分野と、業種を問わず労働生産性の向上に資する基礎的分野の二点に重点を置いて実施することとする。

また、今後成長が見込まれる分野については、民間専修学校等との役割分担を踏まえながら、随時、実施の可否を検討することとする。

② 離職者を対象とする職業訓練

施設内訓練では、民間教育訓練機関では対応が困難であるものづくり分野に重点を置く一方、委託訓練では、第3次産業に重点を置いて実施することとする。

その際、母子家庭の母等のひとり親や生活困窮者、特別な支援を必要とする者に配慮しながら実施するものとする。

なお、オンライン上でも対面と同等の効果が見込まれる学科のカリキュラムの一部については、オンライン訓練を実施することとする。

(2) 公共職業訓練（離職者訓練）の対象者数等

① 県立校

訓練定員数は957人（施設内訓練80人/委託訓練877人）とし、就職率は前年以上を目指す。

施設内訓練は、宇和島産業技術専門学校において実施することとし、地域からの人材流出を防ぐため、女性等の就労支援に重点を置いて実施する。

委託訓練は、高価な設備等が不要で、地域の基幹産業となり得る第3次産業や事務職等の分野を中心に実施することとする。国家資格等の取得により正社員就職を目指す長期の訓練や、子育て中の女性等の再就職を支援する訓練等、多様なコースを設定するとともに、就労支援を実施することにより、職業能力開発機会に恵まれなかった非正規雇用労働者や女性、不安定就労者等の再就職を支援する。

② 機構立校（愛媛職業能力開発促進センター）

訓練定員数は459人とし、就職率は85.0%以上を目指す。

雇用のセーフティネットとしての役割を果たすため、離職者に対し、適切かつ効果的な職業訓練を実施し、再就職に結びつける。訓練の実施に当たっては、主として、地域の民間教育訓練機関では実施していない、ものづくり分野に限定して実施することとし、AR・VR技術等の新たな技術導入に向けた検討を行う。

(3) 求職者支援訓練の対象者数等

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化している状況を踏まえ、雇用のセーフティネットとして、求職者支援訓練を実施する。非正規雇用労働者や自営廃業者等、雇用保険を受けることができない方を対象として、500人程度に対し訓練機会を提供するため、訓練認定規模の上限を693人とする。

雇用保険適用就職率は、基礎コースで58%、実践コースで63%を目指す。

- ② 訓練内容については、デジタル分野等の成長分野や新型コロナウイルス感染症の影響により人材確保がより困難となっている介護等の分野に重点を置くとともに、地域における産業の動向や求人ニーズを踏まえたものとする。

また、訓練コースの設定に当たっては、育児中の女性等で再就職を目指す方、未就職のまま卒業することとなった新卒者、生活保護受給者をはじめとする生活困窮状態にある方、就職氷河期世代で不安定な就労状態にある方や無業状態の方、居住地域に訓練機関がなく訓練の受講が困難な方等、対象者が置かれた状況や個別のニーズに対応するものとなるよう努める。

- ③ 訓練認定規模は、以下のとおりとする。

イ 基礎コース 訓練認定規模の40%程度

ロ 実践コース 訓練認定規模の60%程度

うち、介護系、医療事務系、デジタル系の各分野の割合は、介護系30%程度、医療事務系20%程度、デジタル系20%程度とする。

コース別内訳	計
基礎コース	280人
実践コース	413人
介護・福祉系	120人
医療事務系	75人
デジタル系	88人
その他	130人
(※うち地域ニーズ枠)	(112人)

※ 地域ニーズ枠は、実践コースの内数とし、「安定就労に向けた資格等を取得するコースとして要件を満たした訓練期間が2か月間のコース」並びに「育児・介護等の事情により受講に当たって配慮が必要な方、アルバイト等不安定な就労状態にある在職者の方、又は居住地域に訓練実施機関がないことにより職業訓練の受講が困難な地域に居住する方向けに設定されたeラーニングコース」を優先認定する。

- ④ 求職者支援訓練のうち、次の上限値以下で新規参入となる職業訓練を認定する。

イ 基礎コース 上限値30%

ロ 実践コース 上限値30%

- ※ 算定した結果、認定上限値が定員を下回る場合は、これを定員まで切り上げるができる。ただし、実績枠が新規枠を下回ることがないようにする。
- ※ ある認定単位期間で実績枠に余剰定員が発生した場合は、枠の活用のため同一認定単位期間内で新規枠に振り替えることも可とする。

⑤ 認定単位期間は、四半期単位とする。

なお、認定単位期間ごとの具体的な定員及び認定申請受付期間については、愛媛労働局及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構愛媛支部のホームページで周知する。

⑥ 余剰定員の取扱い

- ・ 認定コースの定員数が上限値を下回った場合の繰り越し分及び中止コース繰り越し分については、次期以降の認定単位期間の同コース・同分野の認定上限値を引き上げるために活用する。
- ・ 実践コースについては、「介護・福祉分野」「医療事務分野」「デジタル分野」において訓練コースが認定されなかった場合の余剰定員について、同一認定単位期間の「その他」分野への振替を可とする。
- ・ 第3・四半期及び第4・四半期においては、繰り越し分の同一分野での認定、基礎・実践間の振替及び実践コースの他分野への振替についても可とする。

(4) 公共職業訓練（在職者訓練）の対象者数等

① 県立校

訓練定員数は385人とし、主にものづくり分野に重点をおいた訓練を実施する。

推進員が企業巡回において把握した地域企業の訓練ニーズに応じた訓練コースを設定・導入するほか、技能検定等資格取得に対応した訓練コースを拡充することにより、地域産業を支える中核技能者の養成を図る。

特に、愛媛中央産業技術専門校においては、地元タオル業界及び縫製業界が取り組む実践型人材養成システムによる訓練や有期実習型訓練を支援するため、これら訓練におけるOFF-JT（学習）の実施を通じて、地域産業人材を育成する。

② 機構立校（愛媛職業能力開発促進センター）

訓練定員数は827人とする。

地方公共団体との役割分担を一層明確化するとともに、民業補完に徹する観点から、地域の人材育成ニーズに基づきつつ、民間教育訓練機関等の実施状況を踏まえたコース設定とする。「ものづくり分野」を中心としたAR・VR技術等の新たな技術の導入に向けた検討を行い、真に高度なもののみ限定して、中小企業等の従業員を主な対象とした訓練を実施する。

このほか、中小企業等に対する生産性向上やDXを推進するための人材育成支援（生産性向上支援訓練）を実施するため、生産性向上人材育成支援センターにおいて、地域の関係機関と連携を図りながら、分野を問わず総合的な支援を実施

することとし、訓練定員数は概ね 1,000 人程度とする。

(5) 公共職業訓練（学卒者訓練）の対象者数等

① 県立校

訓練定員数は 160 人とし、実施に当たっては、主にもものづくり産業を担う人材育成に一層集中して実施する。就職率は前年以上を目指す。

新規卒業者については、少子高齢化・人口減少社会が進展する中、地域企業のニーズに対応した人材育成が喫緊の課題となっていることから、訓練カリキュラム見直しなどにより、更なる若年者の確保と県内就職促進を図る。

② 機構立校（愛媛職業能力開発促進センター）

実施していない。

(6) 障がい者等に対する公共職業訓練の対象者数等

① 県立校

訓練定員数（委託訓練）は 124 人とし、就職率は前年以上を目指す。

様々な障がいを持つ方に対応した多様な訓練^{注2}を実施するとともに、障がい者訓練就労支援員（臨床心理士等の有資格者）による訓練生へのきめ細やかなサポートを行うことにより障がい者の就職を促進するとともに、精神保健福祉士や精神科医等による相談支援体制の強化を図る。

また、障がい者職業訓練のコーディネーター及びコーチ、求人・職場実習先の開拓や就職後のアフターフォローを行う求人開拓員を訓練校に配置することにより、障がい者の就労支援及び職場定着を図る。

② 機構立校（愛媛職業能力開発促進センター）

実施していない。

4 公的職業訓練の実施に当たり留意すべき事項等

(1) 関係機関の連携

公的職業訓練を効果的に実施するため、関係機関がこれまで以上に連携を強化する。訓練を総合的かつ計画的に実施できるよう地域訓練協議会等の合議体を効果的・効率的に活用し、特に、委託訓練と求職者支援訓練との間で訓練分野や実施時期等を調整することとする。

また、「募集→訓練→就職支援」のサイクルの好循環を達成するため、ハローワークと訓練実施機関が緊密に連携することとする。具体的には、ハローワークは、訓練実施機関に対し就職支援に資する施策の情報提供等に努めるとともに、訓練実施機関は、ハローワークに対し訓練の内容・特徴等の情報提供に努める。また、訓

² 精神障がい者を対象とした委託訓練（短期課程 6 ヶ月 定員 15 名）、発達障がい者を対象とした委託訓練（短期課程 1 年 定員 10 名）、障害者の態様に応じた多様な委託訓練（知識・技能習得科（デュアルシステム）（知的障がい者）：定員 20 名、知識・技能習得科（身体障がい者等）：定員 40 名、実践能力習得科：定員 39 名）

練受講生に対し就職までの一貫した支援を行うため、訓練実施機関は、ハローワークに対し訓練修了前の受講生の就職活動の状況等を共有するとともに、訓練修了時点で就職が決まらない可能性のある受講生に対しては、訓練期間中のハローワークの利用を積極的に勧奨する。

併せて、医療・福祉、建設等の人手不足分野の人材確保が図られるよう、ハローワークは、これら分野の事業所に対し雇用管理改善の啓発を行うとともに、求職者に対しては職種の魅力を訴求し、当該分野の訓練受講を勧奨する。

(2) ジョブ・カードの活用

ハローワークは、訓練受講希望者に対し事前にジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングを実施し、訓練受講の目的や獲得を目指すスキルのレベルを明確にするとともに、労働市場の状況等を勘案した上で、適切な訓練コースの選択を支援する。

また、訓練実施機関は、訓練実施期間中、訓練生に対し技能・知識の公的証明等としてのジョブ・カード作成の意義を丁寧に説明した上で、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング及び訓練成果の評価を実施し、必要に応じ当該結果をハローワークと共有する。

なお、ジョブ・カードの作成に当たっては、愛媛キャリア形成サポートセンターと連携し、「令和4年度訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業」を有効に活用することとする。